

サザンビーチちがさき海水浴場ルール

(平成30年度)

平成30年4月

茅ヶ崎海水浴場対策協議会

目次

ページ

はじめに

基本事項

第1章 総則 (第1条～第2条) P3

第2章 海の家 (第3条～第19条) P3

第3章 海水浴場利用者 (第20条～第26条) P7

第4章 ルールの遵守 (第27条～第28条) P8

第5章 雑則 (第29条) P9

- 2 毎週金曜日から日曜日及び祝日における海の家営業時間を、通常の午後5時から午後7時まで延長することができる。ただし、営業時間の延長については、午後7時以降の再延長は認めないこととする。
- 3 海の家は、営業終了30分前には、利用者に営業終了時間を周知するとともに、営業時間終了後、利用者が店内に残っている場合には、速やかに退出させるよう努めること。
- 4 営業時間終了後の従業員の活動も必要最小限にとどめ、速やかに閉店すること。

(クラブ化の定義)

第4条 クラブ化の形態による営業とは、公共用財産たる国有海浜地の用途目的や、地域のにぎわいの創出・観光振興等の目的を妨げる次のいずれかの形態による営業をいう。

- (1) ダンスステージ、ダンススペース（椅子・テーブル等を一時的に撤去してダンスステージ等を設ける場合を含む。）を設けて客にダンスをさせる営業形態（ただし、地域の住民や団体が協力・参加するフラダンス・キッズダンス発表会の催しなど地域振興に合致するものについては、関係法令に抵触しない範囲において行うことを妨げるものではない。）
- (2) 地域の住民の平穏な生活環境を乱したり、一般利用者等が安心して海水浴場を利用できないような威圧感や警戒感を抱かせるような営業形態
 - ア 人声又は楽器、音響機器等の音を異常に大きく発し、利用者がダンスに興ずることを容認するようなイベントの開催
 - イ 海を家の屋内から屋外に向けてダンスミュージック等の音楽を流し、屋内外の利用者の参加を促すダンスイベント及びこれに類似するイベントの開催

(クラブ化禁止の対策)

第5条 クラブ化の形態による営業は行わないこと。

- 2 海を家のフロアには、椅子・テーブル等を常時設け、ダンスができるようなスペースやDJブースなどのダンスミュージックを流すための音響設備を設けないこと。
- 3 茅ヶ崎海水浴場事業協同組合（以下「組合」という。）は、「クラブ化禁止」を徹底するため、各組合員から海を家の店内配置図（椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの）等の書類の提出を求め、営業期間中、ダンスイベントのため配置を変更していないかどうか等について、定期的にパトロール等による確認を行うこと。
- 4 クラブ化の形態による営業を行うような広告をし、チケットの販売を行わないこと。

(イベントの定義)

第6条 イベントとは、海の家において、有料・無料の別、主催者、実施時間及び入場制限の有無を問わず、集客を目的として行う、会合、パーティー、トークショー、コンテスト、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいう。

- 2 音楽イベントとは、イベントのうち、音楽の種類を問わず楽器や音響機器等を使用して行う、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表

会等の催しをいい、飲食提供に附帯して行われるものを含むものとする。

- 3 茅ヶ崎市がサザンビーチちがさき海水浴場において行うイベントは、このルールにおけるイベントには含まないものとする。

(イベントの実施)

- 第7条 イベントは、海の家屋内のみで実施し、機器運搬時やイベント実施時にトラブルが発生しないよう海の家組合員が責任をもって管理すること。
- 2 海水浴場利用者の更衣休憩等の利用及び近隣の生活環境を妨げないよう、運営上必要最小限の時間及び実施回数とすること。

(音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導等)

- 第8条 音楽イベントの事前指導や審査等は協議会内に設置する、設置者である茅ヶ崎市、管理運営を行う一般社団法人茅ヶ崎市観光協会で構成される「イベント審査会」が行い、審査の結果は速やかに組合の代表者へ報告するものとする。
- 2 組合の代表者は、音楽イベントを実施する予定のある海の家組合員から、騒音等の対策が記載された「音楽イベント実施計画書」及び「海の家店内配置図」(椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの)等の書類の提出を求め、ルールに適合しているかを確認し、書類をとりまとめた上で、海水浴場が開設される3週間前までに「イベント審査会」に提出すること。
- 3 組合の代表者は、1件ごとの音楽イベントの実施内容(実施日時、イベントの種類、参加予定人数、使用機材、その他必要な事項)についても、前項の計画書と同様に、海水浴場が開設される3週間前までにイベント審査会へ提出すること。
- 4 前2項で定める提出が、やむを得ず海水浴場が開設される3週間を過ぎる場合には、遅くとも音楽イベントの実施予定日の2週間前までに、「イベント審査会」にその実施内容を提出すること。ただし、2週間前までに、実施内容が確定しない場合には、「イベント審査会」にその旨を連絡し、必要な指示を受けること。
- 5 組合の代表者は、音楽イベント等の実施計画が海水浴場ルール等に適合しないと認められる場合は、組合員に是正を求めること。
- 6 組合の代表者は、音楽イベント等を実施しない場合には、「音楽イベント等未実施届出書」を海水浴場が開設される3週間前までに「イベント審査会」に提出すること。

(騒音対策)

- 第9条 海の家(組合)は、サザンビーチちがさき海水浴場の近隣の人家や周辺環境等に配慮して、静穏が確保できるよう騒音対策を行うこと。
- 2 組合等は、近隣の人家付近等のパトロールを行い、生活環境に支障が生じないよう、音量チェック等の対応を徹底すること。
- 3 海の家において、組合が貸与又は許可する音量制限のあるスピーカー・アンプ以外の音響機器の使用は認めない。

(反社会的勢力の排除の徹底)

第10条 組合及び現地営業責任者は、海の家運営にあたり、暴力団などの反社会的な勢力(以下「暴力団」という。)の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止すること。

2 組合は、暴力団関係者の介入を阻止するために、現地営業責任者及び海を家の従業員の身分確認や暴力団関係者でない旨の誓約書を作成させる等の必要な措置を講じること。

(風紀上の対策)

第11条 海を家の従業員は、海水浴場の利用者に対し威圧感や警戒心を抱かせるような刺青やタトゥー等の露出を控えること。

2 海の家は、酒類・タバコを販売する際に、購入者が未成年であると思料するときは、身分証明証等により年齢を確認した上で販売すること。

3 海の家は、飲酒について伴うトラブルを防止するため、泥酔客への酒類の提供を制限すること。

4 喫煙は店内で行い、海岸にゴミ、花火、たばこの吸い殻等を捨てないように、お客様に対し注意喚起を徹底すること。

5 強引な客引きは行わないこと。

(ゴミの処理及び清掃)

第12条 組合は、海を家の営業に伴い発生するゴミについては、燃やせるゴミ・資源ごみ等の分別を徹底し、ゴミ収集の際、ゴミや袋への砂の付着を極力避けるよう十分注意し、海水浴場の清掃美化に努めること。

2 組合は、台風などの荒天時に、海の家から大量のゴミや廃棄物が発生した場合には、放置することなく、速やかに、ゴミ収集業者に連絡し、処理を行うこと。

3 組合は、ビーチクリーンなどに積極的に参加し、サザンビーチちがさき海水浴場の美化に努めること。

(環境負荷の軽減)

第13条 海の家は、廃油を廃棄物として別に処理すること、自然に分解しやすいシャンプーや洗剤を使用するなど、環境負荷の軽減に取り組むこと。

(注) その他雑排水処理に関する内容について、関係行政機関とも調整の上、必要な内容を記載する。

(災害・荒天時の対応)

第14条 海の家は、緊急時の避難誘導等については「サザンビーチちがさき海水浴場緊急時避難誘導計画」に準じて行動し、海水浴場に津波警報等が発表された場合、海の家従業員等の現場スタッフで砂浜に津波避難を表す「オレンジフラッグ」を立てて来場者に避難を呼びかけ、速やかな避難誘導を行い、安全確保に努めること。

2 毎週1回、海水浴場設置者、監視員及びライフセーバー、海の家従業員等で津波避難誘

導訓練を行い、サザンビーチちがさき海水浴場の安全確保に努めること。

(苦情対応等)

第15条 協議会及び組合は、海の家運営に関して、海水浴場利用者や地域の住民等から要望・苦情があった場合に適切に対応するため、各々苦情対応の体制を整えること。

2 海を家の組合員は、現地営業責任者との連絡体制及び組合の代表者や協議会への報告手続等の整備を図ること。

3 協議会は、対応記録簿を作成し、必要に応じて公開するとともに、シーズン終了後、内容を取りまとめ、関係行政機関からの要請があれば、これを提出すること。

(占用許可区域以外の土地利用)

第16条 海の家は、海を家の運営に係るパラソル・サマーベッド等のレンタル用品は利用客が求めてから外に出すようにし、また、椅子・テーブル、看板、ロープその他工作物を海を家の占用許可区域以外の土地に設置することにより、一般の利用を妨げることをないよう徹底すること。

2 海の家(その従業員及び関係者を含む。)は、歩行者や他の車両の通行の妨げとなる通路等への駐車や、荷物の積み降ろし時以外に車両を砂浜へ乗入れないこと。

(原状回復の徹底)

第17条 海の家は、占用許可の期間内に建築物、工作物、備品、釘、廃棄物その他一切の物を全面撤去し、原状回復を徹底すること。

(海を家の建築・撤去時の注意)

第18条 海の家は、海を家の建築・撤去工事中は、海岸利用者や近隣の住民に危害を与えることのないよう、安全な車両進入路の確保、歩行者誘導、仮囲いや注意看板の設置等の対応を適切に行うこと。

2 海を家の建設・撤去の際には、近隣住民に計画、時期等について説明や周知を図るとともに、低騒音型の機械を使用するなど騒音対策を実施すること。

(関係法令等の遵守)

第19条 海の家は、占用許可や営業許可等のほか、消防法、神奈川県屋外広告物条例など関係法令の遵守を徹底すること。

第3章 海水浴場利用者

(飲酒の制限)

第20条 海水浴場利用者は、飲酒により他の利用者に迷惑をかけることがないよう節度を保たなければならない。

2 協議会は、海水浴場における飲酒の制限や飲酒後の遊泳禁止などに関する県内統一的な

キャンペーン、イベント等がある場合には、積極的に参加し、その周知徹底を図ること。

(刺青・タトゥーの露出制限)

第21条 海水浴場利用者は、他の利用者を畏怖させるような刺青・タトゥーの露出は控えなければならない。

2 協議会は、海水浴場における刺青・タトゥーの露出制限に関する県内統一的なキャンペーン、イベント等がある場合には、積極的に参加し、その周知徹底を図ること。

(タバコの制限)

第22条 海水浴場利用者は、喫煙をする場合は所定の喫煙場所及び海の家店内でのみ行い、その他利用者に迷惑をかけることがないようにすること。

(粗暴な言動の禁止)

第23条 海水浴場利用者は、粗野又は乱暴な言動をし、又は威勢を示すことなどにより、他の者に不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせることにより、他の海水浴場利用者の海岸利用の妨げになる行為を行ってはならないこと。

(騒音の発生の禁止)

第24条 海水浴場利用者は、拡声器又は拡声装置（マイクロホン、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音又は音声を増幅できるよう構成された装置をいう。）を使用して、他の海水浴場利用者の海岸利用の妨げになる行為を行ってはならないこと。

(焚き火又は火気を使用する調理器具の使用制限)

第25条 海水浴場利用者は、サザンビーチちがさき海水浴場内で焚き火をし、又は火気を使用する調理器具を使用してはならないこと。

(ペットの入場制限)

第26条 海水浴場利用者は、海水浴場開設時間中にペットを連れてサザンビーチちがさき海水浴場へ入場してはならないこと。

第4章 ルールの遵守

(パトロールの確認・報告)

第27条 協議会は、ルール遵守の状況等を確認するため、県、市、その他関係団体が連携して行うパトロールの確認をするものとする。

2 協議会の事務局は、パトロールの結果を取りまとめ、協議会に報告すること。

(是正指導等)

第28条 協議会は、前条に規定するパトロール等により、海の家におけるルール違反が確認

された場合には、組合の代表者を通じて、当該海の家事業者に対して是正指導を行うとともに、組合は、その定款等の規定に基づき、当該海の家に対し、ペナルティを科すものとする。

- 2 海水浴場利用者のルール違反が確認された場合には、当該利用者に対して、ルール遵守の必要性を説明の上、ルール遵守の協力をしてもらうよう依頼するものとする。

第5章 雑則

(その他)

第29条 このルールに定めがない事項で、速やかな見直し等が必要な場合には、協議会の判断で、協議会を召集し、必要な改正等を行うものとする。

附 則

このルールは、平成30年5月1日から施行する。

2 関係法令

法 令 名	内 容	所 管 部 局
神奈川県海水浴場等に関する条例 同施行規則	海水浴場設置の許可 更衣休憩所の許可	生活衛生課 保健福祉事務所 横須賀市保健所 藤沢市保健所 茅ヶ崎市保健所
海岸法 同施行細則	海岸保全区域及び一般 公共海岸区域の占用許 可	砂防海岸課 土木事務所 水産課 漁港事務所 市町（漁港管理者）
港湾法 港湾の設置及び管理等に関する条例の 施行等に関する規則	港湾区域及び港湾隣接 地域の占用許可	砂防海岸課 土木事務所 横須賀市（港湾管理者）
漁港漁場整備法 同施行細則	漁港区域の占用許可	水産課 漁港事務所 市町（漁港管理者）
食品衛生法 同施行細則 食品衛生法に基づく営業の施設基準等 に関する条例 食品衛生条例（横須賀市） 藤沢市食品衛生法の施行に関する条例	飲食店等の営業許可 営業の報告の届出	生活衛生課 保健福祉事務所 横須賀市保健所 藤沢市保健所 茅ヶ崎市保健所
神奈川県生活環境の保全等に関する条 例 同施行規則	騒音・拡声機騒音の規 制等	大気水質課 市町 地域県政総合センター
神奈川県暴力団排除条例 同施行規則	暴力団関係者への利益 供与等の禁止等	県警本部暴力団対策課 警察署
神奈川県迷惑行為防止条例	深夜の騒音等の禁止等	県警本部生活安全総務課 警察署

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律	公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合の罰則等	県警本部地域指導課 警察署
法 令 名	内 容	所 管 部 局
建築基準法	建築物の仮設許可、建築確認等	建築指導課 土木事務所 特定行政庁
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正な処理義務	資源循環推進課 市町
消防法	建物の防火対策等	消防課 消防署
神奈川県屋外広告物条例（市の独自条例がある場合は当該条例） 同施行規則	屋外広告物の表示等の規制等	都市整備課 土木事務所 市町
神奈川県青少年保護育成条例 同施行規則	深夜外出の制限等	青少年課
神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例 同施行規則	たばこ、酒類の年齢確認等	青少年課